

平成30年6月定例農業委員会議事録

1. 日 時	平成30年6月27日 午後1時30分	
2. 場 所	松 浦 市 役 所 市 民 ホ ー ル	
3. 農業委員の出席状況	(○出席 ㊟欠席 ㊦遅刻 ㊧早退)	
○ 1 番 伊藤 薫	○ 2 番 吉永 守	○ 3 番 柿山 享
○ 4 番 大久保 純三	○ 5 番 武部 文男	㊟ 6 番 大川内 満舎信
○ 7 番 松尾 奈津子	○ 8 番 田中 康	○ 9 番 崎田 隆
○ 10番 吉原 順穂	○ 11番 益本 徳市	○ 12番 梶山 達男
○ 13番 田中 晴美	○ 14番 山本 鉄美	○ 15番 松永 敬資
○ 16番 藤川 吉生	○ 17番 崎村 康子	○ 18番 瀬川 伸清
○ 19番 山川 重晴		
出席農業委員数 18名 在任委員の過半数に達しているため、本会は成立した。		
4. 農業委員以外の出席者(農地利用最適化推進委員)		
○ 松田 実男	○ 大久保 耕次	○ 安永 光男
○ 松瀬 義之	○ 大石 裕	○ 鈴立 企一
○ 立山 義典	○ 早坂 勇	○ 松尾 和広
○ 岩木 保徳	○ 松永 勝也	○ 百枝 純治
○ 村田 勝美	○ 紙本 政信	○ 北川 廣海
5. 農業委員会以外の出席者		
6. 事務局職員の出席者		
局 長 眞弓 朋治	次 長 森田 俊行	係 長 辻田 三代子
主 任 瀬尾 幸久	主 査 横山 雄治	副主任 前川 祐樹
7. 議 長	山 川 重 晴	
8. 議事録署名委員の指名		
7 番 松尾 奈津子	8 番 田 中 康	

事務局長

本日はお忙しい中、ご出席いただきましてありがとうございます。今年
は順調に雨が降ったこともあり、田植えも終えられ一息つかれたことと思
います。

さて、去る5月30日に東京の文京シビックホールで、「全国農業委員会
会長大会」が開催されました。全国の農業委員会から1800名が参加し、
申し合わせ決議と現場の課題を積み上げた政策提案などの4つの議案が採
択されました。この全国農業委員会会長大会に先立ちまして、「第10回耕
作放棄地発生防止・解消活動表彰」が行われ、松浦市農業委員会が農林水
産大臣賞を受賞、谷合副大臣から賞状が授与されましたのでご報告いた
します。本日この会場に賞状を持ってきておりますので、ご覧いただければ
と思います。また、この大会では、山川会長から全国の農業委員会に対し
て「農地利用の最適化」についての活動報告と決意表明を行われておりま
す。詳しくは本日お配りしております資料の中に6月8日発行の「全国農
業新聞」の記事を入れております。

それと、6月22日に「一般社団法人 長崎県農業会議 第108回通常総
会」が開催されましたが、その中で、18年以上農業委員として地域に貢献
されたということで、長崎県農業会議から農業委員等表彰において吉田政
明委員が表彰されております。本日、伝達式を行いたいと思っておしま
したが、吉田委員が欠席されておりますので、後日伝達を行いたいと思いま
す。

なお、農林水産大臣表彰を平成29年度、平成30年度と2年度にかけて
受賞しておりますので、集合写真を撮影しますので、伝達式が終わりましたら、
前の方にご集合をお願いいたします。

さて、今年度の農業委員の重点活動の取り組みにつきましては、本日の
総会の協議事項でご説明いたしますが、その中で、平成30年度「ながさ
き1・1・1運動」に係る班編成を行いますので、よろしくをお願いいたしま
す。なお、今年度から委員さんの毎月の報酬につきましては、定額報酬の
他、国の農地利用最適化交付金から最大月額2万円の上乗せがあります。
この上乗せ分は、委員の皆様の実績に基づいて、国から100%の助成で支給
されますので、必ず実績が必要になります。委員の皆様の活動記録を毎月
提出していただき、事務局で記録しておりますが、活動記録の提出がない
場合、報酬の追加ができませんので、必ず活動した日、活動内容、活動時
間を記載の上、提出をお願いします。それでは、山川会長にご挨拶をして
いただきまして、6月の定例会に入りたいと思います。

会 長

皆様、こんにちは。本日は、農繁期のたいへんお忙しい中ご出席いた
いただきありがとうございます。

局長が触れましたように、松浦市農業委員会は、農業委員会等の表彰規
程に関する大臣表彰と、第10回耕作放棄地解消防止に係る大臣表彰と、
ふたつ続けて受賞しております。この耕作放棄地解消防止に係る大臣表彰
は今回で10回目になります。第1回から10回までみてみますと、農業
委員会が受賞したのは5回でございます。前回の第9回は、有限会社信州
うえだファームでございました。10回の中で、第3回の時に五島市農業委
員会が表彰を受けております。長崎県は私どもで2回目の受賞でございま

す。全国でも農業委員会等の表彰規程に関する大臣表彰と、耕作放棄地発生防止・解消活動事業に係る大臣表彰このふたつを受賞したところは他にはないだろうと思います。耕作放棄地発生防止・解消活動事業に係る表彰については、全国農業新聞のホームページに年度別に出ていますので検索してみると分かりますが、農業委員会等の表彰規程に関する表彰については、インターネットで検索しても出ておりません。こちらは年間に10ぐらいの委員会が受賞、そして個人も受賞されております。具体的なものが明らかにされておられませんけれども、多分続けての受賞は珍しいのではないかと思います。他からも、「続けての受賞なのでお祝いを開いたらどうか」というご意見も出ているところがございます。そういうことで、担当者を決めて、お祝いの会をどうするかということを決めていこうと思いますが、一応私からのお願いで、会長、会長代理、運営委員長、そして推進委員の代表、事務局で素案作りをしたいと思っておりますが、そういう形でよろしいでしょうか。

委員 はい。

会長 お世話掛けますが、そういう形で皆様方の代表としてよろしく願います。後の具体的なところ、日程、場所、招待者等は、代表の方と決めさせていただきたいと思っております。過去の実績について評価をいただいておりますので、合併後から考えていかなければならないと思っております。素案作りをしまして、次回の総会の折に決定をしていただいで、具体的に進めていこうと考えております。今ご了解いただきましたので、そういう形で進めてまいります。

それでは、議事に入ります前に、本日の欠席委員の報告をいたします。6番 大川内 満舎信委員です。また、萩原委員、川下委員、吉田委員を除いた最適化推進委員の皆様にご出席いただいております。

次に、本日の議事録署名人の指名をさせていただきます。7番の松尾委員、8番の田中委員、よろしく願います。

今回、農地移動最適化あっせん事業について、あっせんの申出が出ておりますので、先ず、あっせん委員を決めないといけません。議案第46号に松浦市農地移動適正化あっせん事業実施要領の一部を改正する告示(案)を出しております。これを議決していただかないと、あっせん委員の指名ができませんので、各種報告の前に、議案第46号を議題といたします。

事務局 総会資料の3ページをご覧ください。議案第46号 松浦市農地移動適正化あっせん事業実施要領の一部を改正する告示(案)についてご説明いたします。平成28年4月に農業委員会等に関する法律が改正されておりますが、その際に、農地利用最適化推進委員が新たに設けられておりました。もともと国のほうのあっせん事業については、農業委員が行うようになっており、松浦市の実施要領でもそのようにしておりました。今回の改正理由につきましては、農地利用最適化推進委員が新設されたことに伴い、あっせん事業につきましては、農地利用最適化推進委員の業務となっておりますので、その旨改正されております。松浦市のほうもそれに合わせて要

領を一部改正するものでございます。

それでは、4 ページの新旧対照表をご覧ください。改正箇所につきましては、11 条になります。(あっせん委員の指名等について)「農業委員会は、農業委員会会長が農業委員の中からあっせん委員 2 人を指名する」ということになっておりますが、この分について、左側の改正案は「農業委員会は、農用地等の権利移動の相手方となるべき候補者を選定した場合には、農地利用最適化推進委員の中からあっせん委員 1 名以上を指名する」というふうに改正したいと思っております。恐れ入りますが 3 ページにお戻りください。この適用につきましては、付則の欄に記載しておりますが、「この告示は、告示の日から施行し、改正後の松浦市農地最適化あっせん事業実施要領の規定は、平成 30 年 4 月 3 日から適用する。」としております。4 月 3 日の根拠でございますが、第一回の農業委員会を 4 月 3 日に開催しております。この 4 月 3 日に最適化推進委員さん 18 名を決定しておりますので、決定の日から適用するというので、そのようになっております。以上で説明を終わります。

議長 ここで、皆様方からの質疑をお受けしたいと思っております。

10 番 10 番 吉原です。この度の法の改正で農業委員 2 名をあっせん委員とするというものから、農地利用最適化推進委員の中から 1 名以上とされるという案が出ておりますが、農地の状況が当該地区を担当している推進委員や農業委員両方がいないと、農地の状況が分からない者があっせんをするのはいかがなものかと思っておりますが、事務局の考えをお聞かせください。

事務局 お答えします。こちらが平成 28 年 3 月 30 日付けの事務次官通達で、あっせん事業に係る改正がなされております。当然我々も不都合をすぐ考えまして、すぐさま農業委員会ネットワークの中の農業会議に「農業委員さんが関われないということか」という問い合わせをしましたところ、規制改革の推進会議の時に方向性が決められてそのまま残っているものの一つだということでした。どういうことかということ、「農業委員さんをあっせん委員さんに選べません。推進委員さんでやってください。」ということでした。農業委員さんと推進委員さんのお仕事の違いは、議決権のあるなしだけで、現実的にあとは一緒です。それもありますので、要望として、ちゃんと農業委員さんも関わられるようにしてくれとお願いをしているところです。事務次官通達でいけば、農業委員さんについては、あっせん委員としては指名ができないということになります。今のところは推進委員さん 2 名で行っていただくことになるんですが、関わらないと仕事できません。農業委員さんにも集積の活動として関わっていただきたいと思っております。

10 番 10 番 吉原です。農業委員は総会において議決権を行使することが仕事ではなく、現場に入って仕事をするのが、大きな使命だと思っております。しかし、あっせん事業に関しては、農業委員は一步引いた形になるのですね。農業委員は、その担当地区のことについては、ある程度把握している

つもりです。事務次官通達は、もう決まったものと思いますが、意見は意見として、活動しやすいように事業がやりやすいようにしていくべきだと思いますので、引続き県の農業会議を通じて、または会長会議などもありましょうから、こういった意見を出してよりよきものにしていただきたいと思います。こちらは、否決はできないのでしょうか。

議 長

今、吉原委員がおっしゃったことは、我々も非常に懸念しているところです。たとえば、推進委員だけで担当するとすれば、自分の担当地区以外のところに行ってお世話することになります。あっせん委員は、地域の状況を十分に分かっていないとできないということがありますので、私も、非常に都合が悪いと思っております。基本的に、農業委員と推進委員は連携して業務にあたりなさいというのが根幹です。ところが、根幹が振れるようなことが出てきたことは、不愉快に思っているわけでして、年に2回は地元選出の国会議員さんに要望等を十分にしていきたいと思えます。

最適化推進委員

最適化推進委員の松瀬です。私も吉原委員さんと同じ意見です。長崎県内どこでも、今言われたような意見はあると思えます。県内で、このような要領を作っているところはありましたか。お調べになりましたか。

事務局

調べましたが、要領の改正をきちんとされているところが少ない状況です。全国も調べてみました。農業委員さん推進委員さん両方を入れてあるところが、1箇所だけありました。多分それは通達違反になると思えます。自治体によって、要領まで公表していないところもあると思えますので、拾いそびれもあると思えます。

最適化推進委員

最適化推進委員の松瀬です。全国のことはいいので、県内をきちんと調べて、次の農業委員会の際に教えてください。

10 番

10 番 吉原です。これは、否決するわけにはいかないのでしょうか。

議 長

事務次官通達を否決することはできません。あっせんも出ておりますので、進めなければならないのですが、今後、上のほうには、現場の状況をしっかり伝えていきたいと思えます。

議案第 46 号は、こういうことをご了解いただけますでしょうか。

委 員

はい。

議 長

では、そういうことで、議案第 46 号は原案どおり改正させていただきます。

事務局

総会資料の 1 ページでございます。農地移動適正化あっせん事業報告でございます。申出人は記載のとおり、相手方は決まっておりません。種類は売買、対象地が星鹿町岳崎免の計 5 筆で、地目はいずれも田、合計面積が 2,260 m²です。あっせん状況は平成 30 年 6 月 11 日にあっせんの申出が

あっております。あっせん委員が決まっておりますので、今回、あっせん委員の決定をお願いいたします。

議長　それでは、あっせん委員の指名をさせていただきたいと思います。
推進委員で地元の松瀬委員と、近くの委員ということで、御厨の松田委員にお願いしたいと思いますが、よろしいでしょうか。
松瀬委員、よろしいでしょうか。松田委員、よろしいでしょうか。

最適化推進委員　はい。

議長　それでは、あっせん委員を、松瀬委員と松田委員に決めさせていただきます。それと、先ほどからご意見が出ているように、地元には農業委員の藤川委員さんがおられます。藤川さんのご協力をいただかなければと思っておりますが、藤川委員さんよろしいでしょうか。

16番　16番 藤川です。はい、わかりました。

事務局　農地法第18条第6項の規定による通知（合意解約）についてご説明いたします。

1件目の貸人、借人は記載のとおりでございます。農地の所在が御厨町前田免、地目は田、面積が2,005㎡でございます。通知年月日が平成30年5月21日。同日受付です。賃貸借契約期間は平成29年12月20日から平成35年12月19日までの6年となっておりますが、借人が病気のため耕作できないことによる解約になります。

2件目の貸人、借人は記載のとおり。農地の所在が御厨町前田免、地目は田で面積が1,605㎡。通知年月日が平成30年5月21日、同日受付です。賃貸借契約期間は平成26年6月20日から平成32年6月19日までの6年となっておりますが、借人が病気のため耕作できないことによる解約になります。

続きまして2a未満農業用施設整備届と農地改良届の受理報告についてご説明いたします。順番が前後しますが、農地改良届の受理報告についてご説明いたします。届出人は記載のとおり、地目は畑、面積は1,305㎡、改良事由は棚畑で圃場が狭く作業効率が悪いので、1枚に改良するものです。工法概要は最大で2mの切土、盛土を行い、1枚にするものです。届出年月日は平成30年5月31日で同日受理しておりまして、6月15日に現地調査を行っております。

次に、2a未満農業用施設整備届ですが、届出人記載のとおり、農地の表示が御厨町田代免、地目は畑、面積は1,305㎡のうち届出面積は168㎡です。届出事由は農業用倉庫を西九州道建設工事に伴い移転する必要があるため別の場所に新しく建て直すものです。届出年月日は平成30年5月31日、同日受理し、6月15日に現地調査を行っております。

（申請事件の処理状況以下、表の読み上げ）

< 申請事件の処理状況 >

農地法関係

条項	譲渡人(貸人)	譲受人(借人)	転用目的	申請面積	処理状況
5	譲渡人氏名	譲受人氏名	一般個人住宅	501 m ²	H30.6.14許可

< 提案事件の集計表 >

証明関係

申請事由		件数	面		積
			田	畑	計
非農地証明		1		59 m ²	59 m ²

農地法関係

申請事由		件数	面		積
			田	畑	計
第3条	親子間による生前贈与	1	5,086 m ²		5,086 m ²

申請事由		件数	面		積
			田	畑	計
第5条	一般個人住宅	1		495 m ²	495 m ²
	太陽光発電施設	1	3,490 m ²	5,250 m ²	8,740 m ²
	牛舎及び堆肥舎	1	4,123 m ²	9.91 m ²	4,132.91 m ²
計		3	7,613 m ²	5,754.91 m ²	13,367.91 m ²

農用地利用集積計画

権利の種類		件数	面		積
			田	畑	計
所有権移転					
利用権設定		18	21,204 m ²	14,701 m ²	35,905 m ²
	賃借権	16	21,204 m ²	12,780 m ²	33,984 m ²
	使用貸借	2		1,921 m ²	1,921 m ²
計		18	21,204 m ²	14,701 m ²	35,905 m ²

承認関係

内 容	筆数	面 積		
		田	畑	計
荒廃農地調査による農地法第2条第1項の規定による「農地」に該当するか否かの決定について	14	7,835 m ²	1,545 m ²	9,380 m ²
平成29年度の目標及びその達成に向けた活動計画の点検・評価(案)の決定について	/			
平成30年度の目標及びその達成に向けた活動計画(案)の決定について	/			

議 長 各種報告が終わりました。これらの件で、皆様方からご質疑等ございませんか。

何もありませんね。

意見もないようでございますので、付議事項に入らせていただきます。議案第 47 号 農地法第 3 条の規定による所有権移転の許可申請についてを議題といたします。

事務局 11 ページをお開きください。議案第 47 号農地法第 3 条の規定による所有権移転の許可申請について、申請書に基づき調査した結果をご説明いたします。

申請事由は、譲渡人から譲受人への親子間の生前贈与を行うものであります。贈与する農地は、志佐町田ノ平免、地目は田、238 m²及び志佐町稗木場免、地目は田の 5 筆 5,086 m²であります。譲受人世帯の経営状況は耕作面積が 23,287 m²、農従者は 3 名、譲受人の農業従事日数は年間 300 日となっております。譲受人は、旧青年就農給付金を受給しておりますが、この給付金の要件として「農地の所有権又は利用権を給付対象者が有しており、原則として給付対象者の所有と親族以外からの貸借が主であること」と規定されております。従いまして、親子間貸借が主となっており、親子間で貸借している農地の一部の所有権を移転し、所有者と親族以外からの借地を合わせて全体の半分以上とする必要があるための申請であります。以上の状況により農地法第 3 条第 2 項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。

よろしくご審議いただきますようお願いいたします。

議 長 議案の説明が終わりました。ここで地元委員のご意見をお伺いします。最適化推進委員の鈴立委員、お願いします。

最適化推進委員 最適化推進委員 鈴立です。宅地の周辺が、前平と南平であります。前平は、地目が田となっておりますが、飼料作物を作られております。南平は稲を作付されているところです。あとの 3 筆は飼料作物を作られているということでした。念田につきましては、稗木場の百枝さんが把握されてい

ます。親子間の贈与ですので特に問題はないと思います。以上です。

議長 ありがとうございます。百枝委員も関係しますので、百枝委員からもお願いします。

最適化推進委員 最適化推進委員 百枝です。申請人の親子の耕作地が稗木場にありまして、水路管理とか中山間の作業は、きちんと規程どおり出てきていただいております。息子さんは、畜産を始められ規模の拡大途中で、牛 50 頭まで拡大予定です。非常に期待されている上志佐地区の就農者ですので、維持管理については、私も問題ないと判断しております。よろしく申し上げます。

議長 ありがとうございます。親子間による生前贈与でございまして、おふたりからのご意見も、特に問題ないとのことでした。
ここで皆様からのご質疑を受けたいと思います。何かご意見等はございませんか。

意見もないようでございますので、申請どおり許可することに異議はございませんか。

委員 異議なし。

議長 異議なしと認めます。よって議案第 47 号は申請どおり許可することといたします。

次に、議案第 48 号 農地法第 5 条の規定による許可申請についてとなっておりますが、事件番号 3 が議案第 52 号と関係しますので、先に議案第 52 号 農業振興地域整備計画の変更についてを議題とさせていただきます。

事務局 議案第 52 号 農業振興地域整備計画の変更につきましてご説明いたします。議案の 25 ページをお開き下さい。今回、農業振興地域内の農地について、農業振興地域整備計画変更の申請書が農林課に提出されたことを受けて、農業振興地域整備計画の変更に基づき、農業振興地域の整備に関する法律施行規則第 3 条の 2 第 2 項の規定により、農業委員会へ意見が求められておりますので、その内容についてご説明いたします。当該案件は、今年 4 月の定例農業委員会において、農地法第 5 条 志佐町長野免における A 氏から B への貸借で牛舎、堆肥舎建設について、当時、保留、継続審議になっていた案件でありまして、今回、場所変更に伴う申請であります。また、当該地は、農業振興地域内農用地内の土地であり、農用地から農業用施設用地へ用途区分の変更を目的とした申請です。申請地の位置図を議案の 41 ページ及び 50 ページに資料図面として添付しております。位置図の黄色い部分が申請地周辺の農用地区域です。赤で囲んだ場所が今回用途区分を変更する土地です。申請地は、志佐町笛吹免、地目：田の 1,163 m² から地目：畑の 9.91 m² までの 8 筆 4,132.91 m² であります。申請者は、

記載の合計4人名義であります。変更の理由は、当該申請地を牛舎及び堆肥舎として転用するため、農用地から農業用施設用地へ用途の変更を行うものです。これは畜産クラスター事業によるもので、転用予定者はBで、建築後に畜産農家にリースする計画です。この計画は畜産振興に寄与するものであるため、用途区分の変更をしても農業上の利用に支障を及ぼす恐れはないものと思われます。

以上が農業振興地域整備計画の変更の内容となりますが、変更することで農業振興上問題がないかご審議いただき、その結果を農業委員会の意見として回答いたしますので、よろしくお願いいたします。

議 長 議案の説明が終わりました。こちらは、畜産クラスター事業を活用して牛舎を建築するものでございます。そのために農業用施設への区分の変更という申請でございます。笛吹免の担当の崎村委員、状況等の説明をお願いいたします。

17 番 17 番 崎村です。現地の確認をいたしました。今回は同地区の方同士でしたので、地区からの反対意見は出ていないと聞いております。以前問題にされていた排水の件も、周りに住宅がないことから、特に問題はないものと思われます。以上です。皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

議 長 ありがとうございます。現地確認に行かれた委員さんからもお願いします。

5 番 5 番 武部です。現地の確認をいたしました。本件の土地は笛吹ダムの向かい側にある斜面上に計画されております。標高は、笛吹ダムと同じぐらいで、若干高いところに計画されております。本件の計画にあたり、農地とその周りの地権者、クラスターも含めて承諾を得ておられます。永年貸借、無償で貸人4名からながさき西海農業協同組合が、借りることになっております。そして、この申請の許可後は、A氏が買収をして事業を受けられるという状況です。関係者等からの同意も得ておられますので、なんら問題はないものと思われます。以上、ご審議よろしくお願いいたします。

議 長 ありがとうございます。5 条との関係がありますが、地元の方の同意も得ているということでした。現地を確認に行かれた担当委員さん、地元委員さんからも、問題ないというご意見でした。

ここで、皆様方からの質疑を受けたいと思います。議案第 52 号の農業振興地域整備計画の変更について、何かご意見等はございませんでしょうか。

ご意見もないようですので、農業振興上問題ないという意見を付して提出したいと思いますが、よろしいでしょうか。

委 員 はい。

議 長

異議なしと認め、問題ないということで提出させていただきます。

それでは、前に戻りまして、議案第 48 号 農地法第 5 条の規定による許可申請についてを議題といたします。

事務局

議案第 48 号農地法第 5 条の規定による許可申請について、申請書に基づき調査した結果をご説明いたします。

最初に事件番号 1 番。現地の位置図を議案の 41 ページ及び 42 ページに、字図は 43 ページに、配置図、平面図は議案の 44、45 ページに添付しております。申請地は、志佐町里免、地目：畑、495 m²です。松浦市役所より南東方向へ 700m 程行った所になります。借人、貸人は記載のとおりです。農地区分は、都市計画法第 8 条第 1 項第 1 号に規定する用途地域であり第 3 種農地地区となります。(第一種低層住居専用地域) 転用の目的は、現在、申請地の近傍のアパートに借家住まいであり、今回、父の土地を借りて娘さん夫婦が一般個人住宅を建築するものであります。排水計画は公共下水道への接続となっております。資金計画については、金融機関による資金証明書が添付されており、確認しています。300 m²を超える土地の場合の開発協議について、松浦市環境保全条例における土地開発協議、市民生活課生活環境係からの決定通知も添付しております。以上の状況により、問題ないものと判断いたしました。

続きまして、事件番号 2 番です。現地の位置図を議案の 41 ページ及び 46 ページに、字図は 47 ページに、平面図、断面図は議案の 48、49 ページに添付しております。申請地は、御厨から江迎へ向かう県道御厨・田代・江迎線の西側です。御厨町横久保免、地目：田、742 m²から地目：畑、1,912 m²までの計 12 筆で 8,740 m²です。また、当該地には併用地がありまして、赤線の払下げを受けた土地の所在は、地目：雑種地、75 m²とまた、第三者の土地の一部が含まれており、その土地の所在は、地目：山林、47 m²であり、総合計では、14 筆の 8,862 m²となります。借人、貸人は記載のとおりです。農地区分は、申請地が 10ha 未満の小規模団地内にある農地であり、土地改良事業も行われていないことから第 2 種農地地区となります。転用の目的は、太陽光発電施設であり、低圧電力です。48.6 k w が 4 基、59.4 k w が 7 基で太陽光パネル数は 2,260 枚を設置することになっております。排水計画は自然流下です。資金計画については、金融機関による資金証明書が添付され確認しております。譲渡人及び第三者の方とは貸借契約も添付しております。以上の状況により、問題ないものと判断いたしました。

続きまして、事件番号 3 番です。現地の位置図を議案の 41 ページ及び 50 ページに、配置図は 51 ページ、字図は 52 ページに、牛舎、堆肥舎の平面図、立面図を 53 ページ～57 ページに添付しております。申請地は、県道佐世保・日野・松浦線を笛吹方面へ向かい、上志佐小学校から西方向へ、約 500m 行ったところになります。志佐町笛木免の田 7 筆、4,123 m²、畑 1 筆、9.91 m² 合計 8 筆 4,132.91 m²であります。借人、貸人は、記載のとおりです。農地区分は、申請地が 10ha 未満の小規模団地内にある農地であり、土地改良事業も行われていないことから第 2 種農地地区となります。転用の目的は、48 頭規模の牛舎 1 棟と堆肥舎 1 棟を建築するものであ

ります。これは畜産クラスター事業という補助事業を活用することとしており、畜産クラスター協議会が事業主体、Bが取組主体となって牛舎を建築し、建築後に畜産農家に貸し出すことを目的としております。造成計画は、切土、盛土とも最高1mで法面保護を行うこととなっております。排水計画は、雨水排水のみで溜枡に集めることとなっております。資金計画は自己資金と補助金で口座の残高証明書と補助金の割り当て内報が添付されております。300㎡を超える土地の場合の開発協議について、松浦市環境保全条例における土地開発協議、市民生活課生活環境係からの決定通知も添付されております。以上の状況により、特に問題ないものと判断いたしました。

農地法第5条の規定による許可申請3件は以上のとおりの内容であります。よろしくご審議いただきますようお願いいたします。

議長 議案の説明が終わりました。事件番号1について、地元委員からご意見を申し上げます。

最適化推進委員 最適化推進委員の大石です。6月21日に担当委員並びに事務局の方と調査をいたしました。譲受人と譲渡人は親子関係になられます。前はみかん園をされておりましたが、今は何も作っておられません。これは、一枚の畑を分筆して市道側のほうに家を建てる計画をしてあります。上の段には親の住まいがあり、下の段には住宅が立ち並んでおります。汚水は排水溝に流すのではなく下水道に流すように計画してありますので、特に問題はないと思います。ご審議よろしくようお願いいたします。

議長 ありがとうございます。それでは、事件番号2についてもお願いいたします。

最適化推進委員 最適化推進委員の松田です。21日に現地確認に行ってきました。田と畑がありますが長年作っておられなくて、原野化しております。田には水利がなくて、水田としては、なかなか思ったようにできなかった場所です。田畑含めて8反ほどあり、きれいな農用地のように思われますが、譲渡人の家庭の事情から考えますと、農業より太陽光発電施設のほうで利用された方がいいような感じを受けました。場所は、隣接する農地もございませんし、下に田がありますが、雨水による被害もないものと思います。こちらの転用については、特に問題はないと判断してきました。どうぞよろしくお願いいたします。

議長 ありがとうございます。事件番号3については、先ほど武部委員からお話は伺いました。それでは、現地調査に行かれた委員さんからもお願いいたします。

5番 武部です。事件番号1については、道路が市道に認定されているのですが、その所有者の名義のままで分筆されないまま道路敷きになっているという状況です。住宅を建築するに当たり、担保管理等で金融

機関から要求された場合は処理することになると思います。状況は以上です。

事件番号 2 については、貸人が 88 歳ということですので、貸与期間が 21 年であるのはどうなのかなという心配はあります。

事務局 武部委員さんのご心配なさっている件についてですが、賃貸借の場合、民法上の賃貸借が適用されますので、相続人の方が権利を受けられることとなります。ご本人が亡くなられても貸借は継続されていきます。これが使用貸借の場合は借りている方が亡くなられると権利が無くなるということになります。

議長 地元委員並びに現地確認に行かれた委員さんからも、問題ないというご意見をいただきました。

ここで、皆様方からの質疑を受けたいと思います。

何かございませんか。

ご意見もないようでございますので、申請どおり許可することに異議はございませんか。

委員 異議なし。

議長 異議なしと認めます。よって、議案第 48 号は許可相当と意見を付して進達するものといたします。

次に議案第 49 号 非農地証明についてを議題といたします。

事務局 議案第 49 号非農地証明願について、申請書に基づき調査した結果をご説明いたします。

現地の位置図を 58 ページに議案の資料図面として添付しております。申請地、申出人は、記載のとおりです。申請の内容は、御厨町里免、地目：畑の 2 筆であります。証明を受けようとする物件の状況は、1 筆は農地法ができた昭和 27 年 10 月 20 日以前からコンクリート舗装された駐車場敷として利用されており、もう 1 筆は、雑木、竹が自生している状況であり耕作地として復旧困難であると判断しました。非農地証明願 1 件についての説明は以上であります。よろしくご審議いただきますようお願いいたします。

議長 議案の説明が終わりました。地元委員さんからご意見をお願いいたします。

最適化推進委員 最適化推進委員の松田実男です。事務局と一緒に現場確認に行ってきました。こちらは、事務局の説明のとおり、長年、駐車場として使っておられました。私も小さい頃、40 年以上前に行ったことがあります。既に駐車場といいますか、車を置いてあった記憶があります。幅は 5m、長さが

20m ほどですが、とても畑として使えるようなところではありません。非農地証明を交付しても問題ないと思います。よろしく願いいたします。

議長 はい、ありがとうございました。現地確認に行かれた委員さんからもお願いします。

8番 8番 田中です。現地を確認してきました。傾斜地でありたいへん狭いところで、とても農地として使えるようなところではありませんでした。あとは、事務局の説明のとおりです。以上です。

議長 はい、ありがとうございました。地元委員並びに現地確認に行かれた委員さんからも、農地復旧は困難であるというご意見でございます。こちらの案件につきまして、何か、ご意見等はございませんでしょうか。

ご意見もないようでございますので、申請どおり許可することに異議はございませんか。

委員 異議なし。

議長 異議なしと認めます。よって、議案第 49 号につきましては、申請どおり非農地証明書を交付するものといたします。

次に、議案第 50 号 農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。

事務局 議案第 50 号 農用地利用集積計画の決定についてご説明いたします。15 ページをご覧ください。農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定に基づき、農用地利用集積計画を決定する、というものでございます。公告予定日を平成 30 年 6 月 28 日としております。16 ページに農用地利用集積総括表を添付しております。17 ページに賃貸借権の再設定分、18 ページに賃貸借権の新規分、使用貸借の再設定分、使用貸借の新規分を記載しておりますので、担当地区の農業委員さんをご確認をお願いします。

議長 議案の説明が終わりました。
皆様方にお目通しをいただきたいと思えます。

何か皆様方のほうから、ご意見等はございませんでしょうか。

問題もないようですので、原案どおり決定することにご異議はございませんか。

委員 はい。

議長 それでは、議案第 50 号は計画どおり決定することといたします。公告予定を 6 月 28 日といたします。

次に、議案第 51 号 農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。

事務局 21 ページをご覧ください。委員関係分になります。今回は、最適化推進委員さんの分を分けてあげておりますが、分ける必要がございませんので、次回からは分けずにご審議いただきます。農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定に基づき、農用地利用集積計画を決定する、というものでございます。公告予定日を平成 30 年 6 月 28 日としております。22 ページに賃貸借権の再設定分、賃貸借権の新規分を記載しておりますので、ご確認をお願いします。以上でございます。

議長 議案の説明が終わりました。
こちら、皆様方から出していただいたものになります。何か皆様方から、ご意見等はございませんでしょうか。

お目通しいただき、問題なければ、計画どおり決定したいと思います、よろしいでしょうか。

委員 はい。

議長 それでは、議案第 51 号は計画どおり決定することとし、公告予定を 6 月 28 日といたします。

ここで、暫時休会といたします。

(再開)

それでは再開いたします。議案第 52 号は先に終わりましたので、議案第 53 号 時効取得を原因とする農地の権利移転登記事案についてを議題といたします。

事務局 議案第 53 号 時効取得を原因とする農地の権利移転登記事案についてご説明いたします。

登記義務者、登記権利者は、記載のとおりでございます。土地の所在は、松浦市御厨町里免、地目は畑の 2 筆で 34 m²であります。法務局受付年月日及び受付番号は平成 30 年 5 月 30 日受付の第 1951 号であります。登記原因につきましては、平成 5 年 10 月 1 日の時効取得となっております。この件につきまして、6 月 21 日に地元委員の松田委員と現地調査を行いました。時効取得された農地は、平成 5 年 10 月 26 日付で住宅への進入路として農地法第 5 条による許可もなされておる土地であります。登記権利者は許可後取得し、使用されておられますが現在に至るまで登記未了のままとなっております。今回、時効取得により所有権移転登記が完了したものです。この土地は、20 年以上、所有の意思を持って平穩かつ公然に、占有を継続してきたものでありますので、今回の時効取得につきましては、問題ない

ものと思われます。

時効取得についての説明は以上であります。よろしくご審議いただきますようお願いいたします。

議長 議案の説明が終わりました。地元委員さんからもお話をお聞きしたいと思ひます。

最適化推進委員 最適化推進委員の松田です。6月15日に現地の確認に行ってきました。事務局の説明のとおりで、なんら問題はございませんでした。以上でございます。

議長 ありがとうございます。確認に行かれた委員さんからも、時効取得については特に問題ないというご意見をいただきました。

ここで、皆様方からの質疑を受けたいと思ひます。この案件につきまして、何かご意見等はございませんでしょうか。

ご意見もございませんので、問題ないということで報告してもよろしいでしょうか。

委員 はい。

議長 それでは、議案第53号は、問題ないということで報告をすることといたします。

次に、議案第54号 荒廃農地調査による農地法第2条第1項に規定する「農地」に該当するか否かの決定についてを議題といたします。

事務局 議案第54号 荒廃農地調査による農地法第2条第1項に規定する農地に該当するか否かの決定についてご説明致します。

今回は、2件の申出が出ております。

それでは、最初の案件について、ご説明致します。申出人は記載のとおりです。対象地は、調川町平尾免から今福町仏坂免までの合計9筆でございます。6月8日に地元委員の吉永委員さんと崎田委員さんにより現地調査を実施しました。

調川町平尾免の1筆は、申出のとおり非農地化しており山林化が認められるような状況でした。

それ以外の土地は、約2～3年程前まで耕作や荒廃しないようにされていた模様で非農地化までに至っていない状況でありました。

地目は原野との申出がございましたけれども、現地確認の結果、原野相当には達しておらず、まだ耕作が可能であることから、現況は田相当と判断してきたところでございます。仏坂免、登記簿地目は畑、申出地目は原野ということでしたけれども、現況は畑であることを確認しております。下から2番目の仏坂免 地目が畑、面積が342番については、申出のとおり非農地化しており山林化が認められる様子でございました。今スライドで映し出しているところになります。

次の案件に移ります。農地の所有者は記載のとおりです。所有者は、現在、福島町の建禄園に入所中ではありますが、もともとは申出地と同じ志佐町栢木免の方であります。当該申請は、その入所する以前から耕作しておらず、荒廃化しているとの申出によるもので、6月15日に地元委員であります吉原委員と共に現地調査を実施したところでございます。対象地は、志佐町栢木免の5筆 合計4,224㎡でございます。写真を見て頂いているとおりの状況です。現地は、すでに荒廃化しており、農地性はなく、農機具も入らないような急な勾配のところもあり、原野化している状況でありました。こちらは、原野との申出をされております。現地確認の結果、全て原野化していると判断しております。

今回、議案資料27ページの一番右側に「可否別」を記入する欄を設けております。1件目の申出地は、平尾免字太田1600番の土地は、非農地化が認められ「可」が妥当ですが、それ以外の土地は、「否」となる状況です。2件目の申出地は、5筆共、非農地化を認める「可」が妥当だと思われるところであります。

以上2件について、よろしくご審議いただきますようお願い致します。

議長 議案の説明が終わりました。関本さんの件から地元委員のお話をお聞きしたいと思えます。

2番 2番 吉永です。事務局と崎田委員とで現地確認に行つてまいりました。事務局からの説明のとおり、原野化には程遠い、トラクターを入れればいつでも畑に戻るような状況で、ご自分の考え方だけで原野という申出をされているようです。非農地と認めるのは無理だと思えました。今福の2件ですが、1筆は、先の説明のとおり山でした。もう1筆は、上から見たら草むらのように見えていますが、まだ畑として十分活用できる状況でしたので、「否」ではないかということで、確認に行った皆さんと意見が合っております。以上です。

議長 ありがとうございます。崎田委員もご意見をお願いいたします。

9番 9番 崎田です。調川の件については、吉永委員の報告のとおり、まだ畑として十分に活用できると思えました。今福の件は、1筆は山でした。もう1筆は、昨年も草を払ってありました。現在は草が50cmぐらいに伸びているだけで、払えば畑に戻るような状況でしたので、非農地というのは認められないというふうに判断しました。以上です。

議長 ありがとうございます。2件目につきましては、9筆の申請が上がっておりますが、その中の1筆は荒廃しているけれども、ほかは荒廃とは認められないというお話でした。

事務局 1件目のうちの一筆は、未登記ですが国土調査で原野になる予定です。登記は2年ぐらい先になります。現在の地目は田です。いま、吉永委員と崎田委員が報告されたとおり、草がひざ丈ぐらいです。樹木等は一切あり

ません。年に1回は草を払ってあるように見受けられました。

議長 国土調査が終わっているところは、その判断のとおりですね。この中で、一筆だけを非農地と認めるということで、よろしいでしょうか。

それでは、2件目の申出について、現地に行かれた吉原委員にお願いいたします。

10番 10番 吉原です。15日に、事務局と共に確認に行ってきました。航空写真を基に、現地に向かいました。道はコンクリート舗装してあり、急勾配、急カーブ、そして両側が杉林で落ち葉が積んでおり、途中道路に水がしみ出ている、4輪駆動でもハンドル切ったまま道下に落ちるのではないかと思うくらいでした。現地の様子を確認したり、写真を撮ったりするにも、鉋で払いながら進路を確保して、さらに担当者によじ登ってもらいましたが、一番上までは行くことができませんでした。子産坂トンネルのほうから近いと思うのですが、そこからの道はなく、現状ではそこまで耕作に行くのは不可能だと思います。農地は、木は生えておりませんが、背丈位の草が生い茂ってありました。非農地通知を交付しても問題ないのではないかと思います。

字前田の157㎡の農地については、幅が狭くて、トラクターで耕作できるところではなく、かんね蔓が生い茂ってありました。こちらも、農地に戻すのは困難だと思います。

議長 ありがとうございます。現地に行かれた委員さんからも、復旧は困難だというご意見でございます。

ここで、皆様方からの質疑を受けたいと思います。

最適化推進委員 最適化推進委員の早坂です。申出をされた背景を参考までにお聞きかせ願えますか。

事務局 上の分は、本人さんがご病気ということで、今後農地として管理していくのは難しいということから、非農地にしたいという思いだったようです。農地法や集積から考えると、まずは貸すことから考えるべきです。農地として活用できる状態であれば、貸すことを考えられるように、こちらは指導していくことになります。こちらとしては、農地として管理をしたいのだけれども、現況が農地として復旧するよりも山林化した方がお金がかからないというのであれば、非農地処理もやむを得ないということです。

議長 よろしいですか。

最適化推進委員 最適化推進委員の早坂です。はい、分かりました。

議長 ほかに何かございませんか。

ご意見もないようでございますので、2件目は申出のとおり非農地通

知を交付することでよろしいですか。

委員 はい。

議長 それでは、1件目は、仏坂免の1筆 342 m²については、申出のとおり非農地通知を交付するものとしてよろしいでしょうか。

委員 はい。

議長 それでは、そのようにいたします。

次に、議案第55号 平成29年度の目標及びその達成に向けた活動計画の点検・評価の決定についてを議題といたします。

事務局 28ページをご覧ください。平成29年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価の決定についてでございます。農業委員会の適正な事務実施についてにより策定することとされた「平成29年度の目標及びその達成に向けた活動計画の点検・評価」を決定するものでございます。こちらにつきましては、4月の総会で説明をさせていただいております。松浦市のホームページ等で公表をしまして、農家からの意見をもとに修正をかけて決定することになっておりましたけれども、意見等が出ませんでしたので、4月のものと全く同じものになっております。詳細の説明については、省略させていただきます。以上です。

議長 この件につきましては、以前お話しておりましたけれども、何か点検・評価の決定について、皆様方のほうからご意見等ございませんか。

ご意見もないようでございますので、原案どおり決定することに異議はございませんでしょうか。

委員 はい。

議長 異議なしと認めます。よって、議案第55号は原案どおり決定することといたします。

次に、議案第56号 平成30年度の目標及びその達成に向けた活動計画の決定についてを議題といたします。

事務局 37ページをご覧ください。平成30年度の目標及びその達成に向けた活動計画の決定について、「農業委員会の適正な事務実施について」により策定された「平成30年度の目標及びその達成に向けた活動計画」を決定するということでございます。こちらも4月にご説明していたもので、1ヶ月間の縦覧を経て農家からの意見を求めたところなのですが、こちらについても意見等は特にございませんでした。詳細の説明については、省略させていただきます。以上です。

議長 議長の説明が終わりました。こちらについても、4月に説明した案件でございます。この案件につきまして、皆様方のほうから、ご質疑等はありませんか。

ご意見もないようでございますので、原案どおり決定することとしてよろしいでしょうか。

委員 はい。

議長 異議なしと認めます。よって、議案第56号は、原案どおり決定することといたします。

次に、協議事項に入ります。平成30年度「ながさき農業委員会1・1・1運動」にかかる班編成について協議いたします。

(資料に沿って、事務局が説明後、以下のとおり決定)

【総括】 農業委員会会長 山川重晴

農地集積と情報対策班

【農地集積】

役職	農業委員及び農地利用最適化推進委員氏名
リーダー	吉原 順穂
サブリーダー	大久保 純三
	崎田 隆
	梶山 達男
	瀬川 伸清
	松田 実男
	岩木 保徳
	松永 勝也
	大石 裕
	鈴立 企一
	萩原 健詞
	松尾 和広
	吉田 政明
計	13名

遊休農地解消対策班

役職	農業委員及び農地利用最適化推進委員氏名
リーダー	村田 勝美
サブリーダー	立山 義典
	大川内満舎信
	益本 徳市
	松永 敬資
	大久保 耕次
	早坂 勇
	紙本 政信
	川下 實
計	9名

農業者年金推進対策班

【農業者年金推進部長】

役職	農業委員及び農地利用最適化推進委員氏名
リーダー	北川 廣海
サブリーダー	柿山 享
	武部 文男
	松尾 奈津子
	崎村 康子
	松瀬 義之
計	6名

【情報対策】

役職	農業委員及び農地利用最適化推進委員氏名
リーダー	伊藤 薫
サブリーダー	百枝 純治
	吉永 守
	田中 康
	田中 晴美
	山本 鉄美
	藤川 吉生
	安永 光男
計	8名

総括	1名
班構成員	36名
合計	37名

議 長

次回の委員会の報告をしておきたいと思います。7月26日(木)13時30分から場所は市民ホールの予定です。8月になりますが、8月28日は県北地区の地区別研修会が予定されております。毎年、午前中に農業委員会を行い、午後はそちらに出席しております。今年も佐世保でありますので、今年もそのようにさせていただきます。

これで予定しておりました議案はすべて終了しましたが、皆様方のほうから、総括して質問等はございませんか。

以上を持ちまして、6月の農業委員会を閉会いたします。長時間お疲れさまでした。

<閉会の時刻>

16 時 32 分